

短時間労働被保険者とそれ以外の一般被保険者の給付における相違について

		一般被保険者(短時間労働被保険者を除く。)	短時間労働被保険者
基本手当	受給要件	離職の日前1年間に被保険者期間(賃金支払基礎日数が14日以上の月を1月の被保険者期間と計算)が通算して6月以上あること。	離職の日前2年間に被保険者期間(賃金支払基礎日数が11日以上の月を1／2ヶ月の被保険者期間と計算)が通算して6月以上あること。
	給付日額	離職前賃金の原則80～50%。 <上限額>6,395円(30歳未満) 7,100円(30歳以上45歳未満) 7,810円(45歳以上60歳未満) 6,808円(60歳以上65歳未満) <下限額>1,664円	左記に同じ。
	給付日数	定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日。	左記に同じ。
教育訓練給付		教育訓練を開始した日に一般被保険者である者又は教育訓練を開始した日が一般被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間(教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間)が3年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用に応じて支給。	左記に同じ。
育児休業給付		1歳(その子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には1歳半)未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間(賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12月以上ある者に対して支給。	左記に同じ。
介護休業給付		家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間にみなし被保険者期間(賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12月以上ある者に対して支給。	左記に同じ。
高年齢雇用継続給付		被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点に対して25%を超えて低下した状態で雇用を継続する者に対して支給。	左記に同じ。

各国の労働力率

			50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
日本	2004	男	95.7	93.2	70.7	29.0
		女	68.4	59.6	39.7	12.9
アメリカ	2004	男	85.4	77.6	57.0	19.0
		女	74.5	65.0	45.4	11.1
イギリス	2004	男	※ 88.3	77.5	55.7	8.8
		女	※ 78.0	62.5	30.1	4.0
フランス	2004	男	90.8	67.7	19.0	1.8
		女	77.0	56.2	16.2	0.9
ドイツ	2004	男	90.2	80.3	37.7	4.3
		女	76.4	61.7	19.7	1.8
スウェーデン	2004	男	87.6	83.6	65.3	—
		女	84.2	79.5	58.1	—

(資料出所) ILO, Year Book of Labour Statistics.
 イギリス:OECD "Labour Force Statistics"
 日本:総務省「労働力調査」(2004年)

労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合

労働力人口

日本:就業者と完全失業者の合計

アメリカ:労働力から軍人を除く

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン:就業者と失業者の合計 ※イギリスのみ45~54歳